令和7年度版

Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

川崎市生ごみリサイクル活動助成金
申請団体募集

川崎市生ごみリサイクル活動助成金は、家庭から発生する調理残さ・食べ残し等（生ごみ）を有効活用する活動により、生ごみの減量と資源の循環を推進することを目的として、市民団体が行う活動に対し、助成金を交付するものです。

★提出書類★【すべて必須】

◆川崎市生ごみリサイクル活動助成金交付申請書等(第1号様式)

◆活動を行う農地の所有権を証する書類の写し（農地で行う活動の場合に限る。）
◆活動を行う公共の花壇の地権者等の承諾を得ていることを証する書類の写し
（公共の花壇で行う活動の場合に限る。）
◆団体の会則

・用紙への記入はボールペンを使用し、ていねいにご記入ください。（鉛筆書き不可）
・団体の会則がない場合は作成し、添付してください。
・会則が提出時に団体で決定していない場合は見込みでも構いませんので（案）を提出してください。
・申請書は川崎市のホームページからもダウンロードできます。
・申請書の記入やその他ご不明な点はお気軽にご相談ください。

★応募方法★

・「オンライン手続かわさき」から申請を行っていただくか、川崎市環境局生活環境部減量推進課あて持参または郵送してください。
・提出先は裏表紙をご覧ください。
・提出書類等は返却しません。必ず写しを保管してください。

★助成対象となる活動と団体★

次の条件を全て満たし、(1)及び(2)のいずれかの要件を満たしている団体を対象とします。

◆川崎市在住の10世帯以上で構成されていること。

◆6か月以上継続する活動であること(活動期間は令和7年4月1日～令和8年3月31日です)。

◆生ごみの堆肥化について、川崎市及び川崎市出資法人から同種の助成を受けていないこと。

◆次に掲げる団体に該当しないこと。

① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「法」という)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)

② 法人にあっては、代表者又は役員のうちに暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)に該当する者があるもの。

③ 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの。

(1)農地で活動する団体

◆市内在住の農家を含むこと。ただし、やむを得ない事情がある場合には、市外在住者も対象となります。

活動内容

◆生ごみを次に掲げるいずれかの方法で堆肥化し、この堆肥を活用して農地で作物を生産し、地域に供給する活動であること。

◎生活環境保全上支障のない方法を用いて、団体に属する世帯内において発生する生ごみを運搬し、市内農地において堆肥化すること。

◎団体に属する世帯内で、生ごみ処理機等を用いて堆肥化すること。

◆活動を行う農地は市内の農地であること。ただし、団体が市内に農地を確保できないときは、隣接する他市の農地に限り対象となります。

(2)公共の花壇で活動する団体

(※公共の花壇とは「公園緑地」又は「公開性の高い場所における花壇」を指します。)

◆活動を行う公共の花壇の地権者等の承諾を得ていること。

活動内容

◆生ごみを次に掲げる方法で堆肥化し、この堆肥を活用して公共の花壇で草花を生育する活動であること。

◎団体に属する世帯内で、生ごみ処理機等を用いて堆肥化すること。

◆公共の花壇は市内のものに限ります。

★資源の循環イメージ★

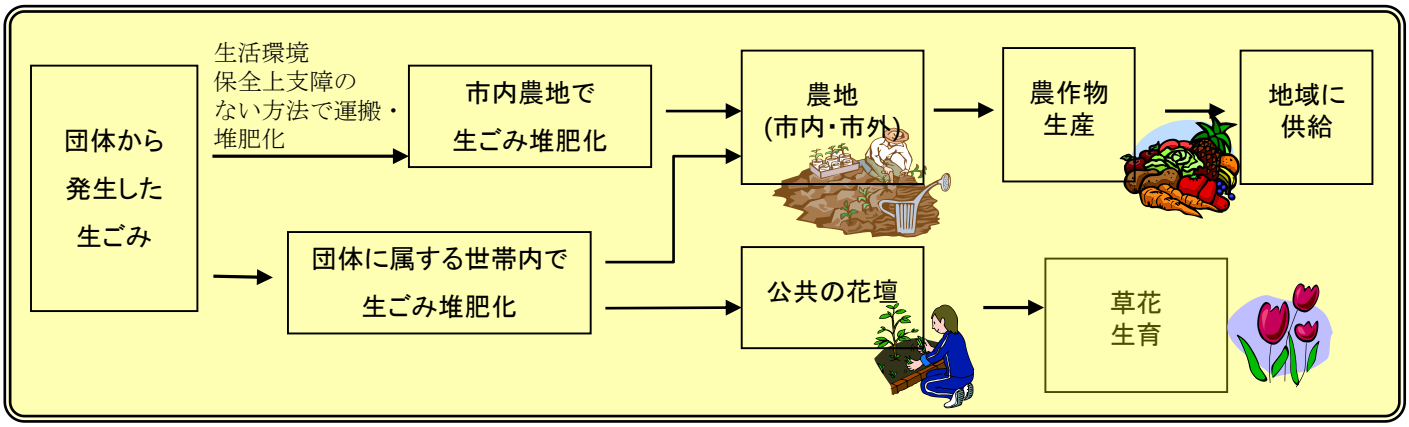

★助成対象経費★

上限10万円

・1年度の活動経費として10万円が上限です。なお、申請は1年度ごととなります。
・助成期間は最大3年間です。(1団体3回まで)

助　成　対　象　経　費
事務的経費
事務用品 パンフレット・リーフレット印刷　等
道具類・消耗品類の経費
堆肥化の器具等(原則として備品(20,000円以上の物品)の購入は認めません) 道具類の購入 車両・機器等の賃借料 消耗品　等
イベント・研修等に必要な経費
講師への謝礼 施設等の会場使用料 資料作成費　等
その他の経費
種子・苗等の購入費(農地活用の場合は除く) その他市長が活動に必要と認める経費
備考 人的経費及び他の助成制度の適用がある経費は除く

★助成金申請の流れ★ 【概略】

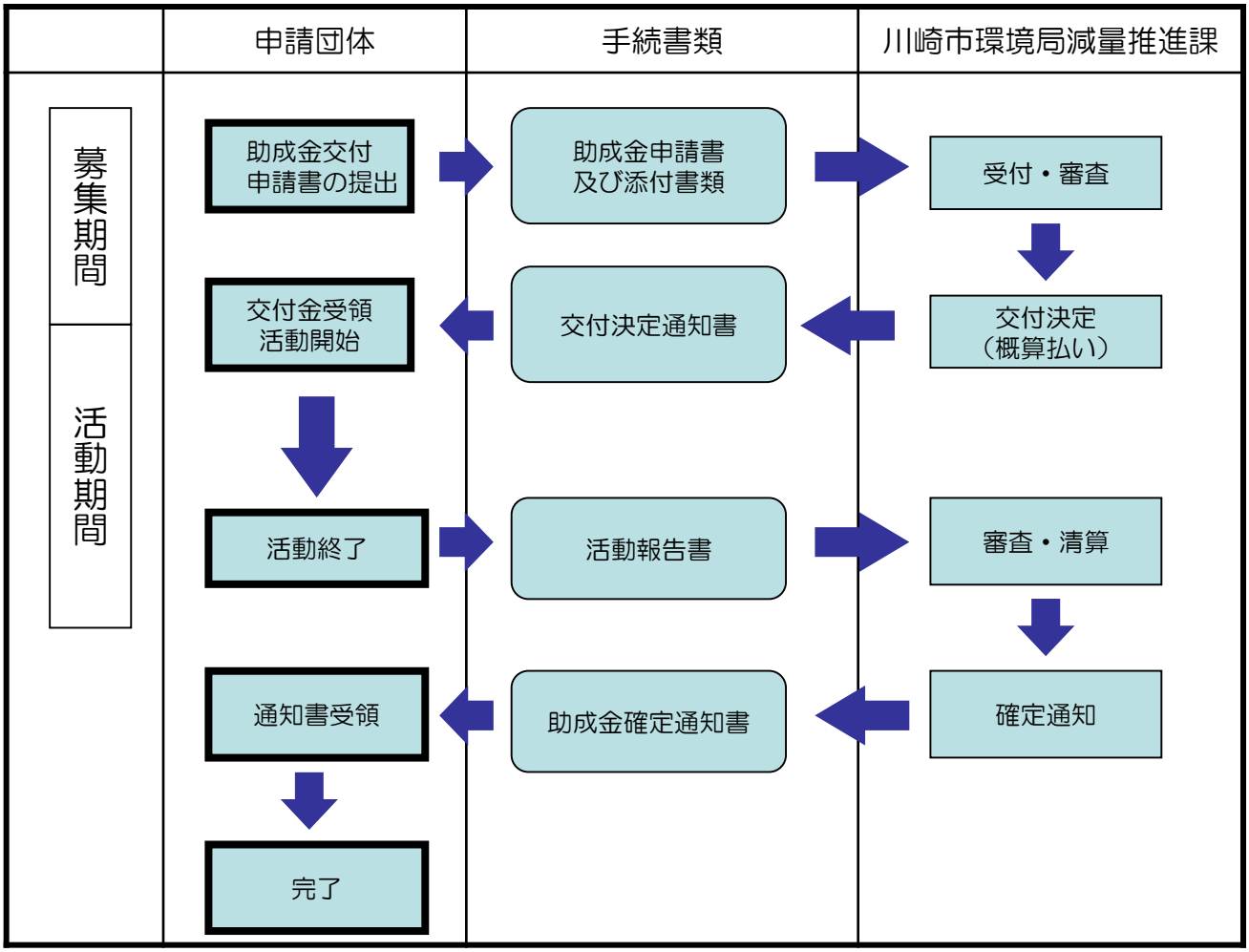

★助成金の交付等について★

◆審査・ヒアリング等実施したうえ、概算払いにより助成金を交付します。

◆助成金交付団体には、活動終了後、年度末に「報告書」を提出していただきます。報告書の提出がない場合は、助成金を全額返還していただきます。

◆報告書を審査のうえ、概算払いで支払われた助成金を清算します。なお、清算により全額又は一部を返還していただく場合があります。

◆実施した活動は、報告書での報告をもって活動終了とします。また、助成金額は「助成金確定通知書」をもって助成金額を最終確定します。

《提出・問合せ先》

川崎市環境局生活環境部減量推進課

〒210－8577　川崎市川崎区宮本町１番地

電話　200－2579　　FAX　200－3923

E-mail　30genryo@city.kawasaki.jp

URL　https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/261-2-8-6-0-0-0-0-0-0.html